は「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、「被保険者等記号・番号」とあるのは「日雇特例被保険者手帳の記号及び番号」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第三十二条第一項	
（略）	（略）
（略）	（略）
事業所整理記号及び被保険者整理番号（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあっては、被保険者等記号・番号又は個人番号。以下同じ。）	日雇特例被保険者手帳の記号及び番号又は個人番号
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
第五十七条	
法第八十五条第一項	法第百三十条
（略）	（略）
第六十二条の二	
法第八十五条の二第一項	法第百三十条の二
第六十三条	
法第八十六条第一項	法第百三十一条第一項
（略）	（略）
（削る）	（削る）
第七十一条	
法第八十八条第三項	法第百三十三条
（略）	（略）

において、これらの規定（第八十四条第一項第九号及び第八十五条第一項第三号を除く。）中「被保険者」とあるのは「日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）」と、「被保険者証」とあるのは「日雇特例被保険者手帳」と、それぞれ読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第三十二条第一項	
（略）	（略）
（略）	（略）
事業所整理記号及び被保険者整理番号（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者及び任意継続被保険者にあっては、被保険者証の記号及び番号又は個人番号。以下同じ。）	日雇特例被保険者手帳の記号及び番号又は個人番号
第五十四条	
法第六十三条第三項各号	法第六十三条第三項第一号又は第二号
保険医療機関等	法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所
被保険者証の	受給資格者票又は特別療養費受給票の
被保険者証を（被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて）	受給資格者票又は特別療養費受給票を
第五十七条	
第五十三条第一項	法第百三十条
（略）	（略）
第六十二条の二	
第五十三条第一項	法第百三十条の二
第六十三条	
第五十三条第一項	法第百三十一条第一項
（略）	（略）
第七十条	
被保険者証を（被保険者が法第七十四条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて）	受給資格者票若しくは特別療養費受給票を
第七十一条	
前条	法第百三十三条
（略）	（略）